

建設工事に伴う騒音・振動の法的責任

2012年9月5日

弁護士 大森 文彦

1. 騒音・振動をめぐる紛争類型

- ① 公害型（生活妨害型）
- ② 遮音性能型

2. 公法と私法

3. 施工者と公法的規制

(1) 環境基本法

(2) 騒音規制法

- ① 目的 工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資すること（同法1条）
- ② 事前届出義務（同法14条）
- ③ 勧告・命令（同法15条）
- ④ 条例による規制（同法27条）
- ⑤ 罰則（同法29条～）

(3) 振動規制法

- ① 目的 工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資すること（同法1条）
- ② 事前届出（同法14条）
- ③ 勧告・命令（同法15条）
- ④ 条例との関係（同法23条）
- ⑤ 罰則（同法24条～）

4. 施工者の私法上の責任

不法行為責任

- a) 故意・過失
- b) 損害の発生（精神的損害含む）
- c) a)－b)の因果関係（相当因果関係）
- d) 違法性（騒音・振動問題では、「受忍限度」が問題になる）

5. 受忍限度

(1) 受忍限度とは「一般社会生活上受忍すべき限度」

(2) 騒音・振動問題における受忍限度の判断において考慮される事情

- a) 騒音・振動の態様・程度（大きさ、時間、頻度）
- b) 法規制値との関係
- c) 軽減措置（低騒音型機械、防音パネルシート、規制値オーバーで一時中止、手研り、作業時間短縮、避難用ホ
テルの準備、必要最小限の解体など）
- d) 住環境（常時における騒音の状態）
- e) 交渉態度
- f) 在宅状況 など

6. 過失

① 過失とは

予見可能性を前提とする結果回避義務違反

② 注意の程度

善良な管理者としての注意